

緊急事態宣言下における郵便・物流業務に関する要員配置の見直し等について

1 目的

新型コロナウイルスの感染防止に向けて取り組んでいるところですが、政府からの緊急事態宣言の延長を受け、業務量を踏まえた要員配置の見直し及び特別休暇の付与を行う。

2 具体的対策

(1) 業務量を踏まえた要員配置の見直し

ア 業務量動向や処理方法を勘案し、日々配置している要員配置から、出勤社員数の抑制が可能と判断する場合は、3密（密閉、密集、密接）を回避する取組として、特別休暇を付与し、可能な範囲で出勤社員数を抑制。

なお、実施にあたっては一部の社員に偏らないよう配慮。

イ 早期に作業が完了し、管理者が他担務の応援や日々の業務に支障がないと判断する場合、3密（密閉、密集、密接）を回避する取組として、上記(1)の取組と同様に、特別休暇を付与し、早期に帰宅。

ウ 実施にあたっては、業務運行を確保することを原則とするが、実施したことにより、やむを得ず、配達予定日に配達できない場合は、翌日に確実に配達。

なお、配達滞留発生時の対応に基づき、状況を報告。

(2) 勤務の取扱い

対象	サービス	内容
業務運行のため出勤する社員	出勤	勤務指定のとおり。
上記(1)に関する取組により出勤しない社員	特別休暇	特別休暇「事務又は事業の運営上の必要に基づく業務の全部又は一部の停止（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）」を準用。

注：特別休暇を付与した場合は、業務支援システムへ確実に登録。

(3) 実施期間

本文書到着後に実施し、政府からの緊急事態宣言が解除されるまでの間。

3 その他

(1) 今回の対応は、緊急事態である新型コロナウイルス集団感染防止に限定した対応。施策趣旨に基づき、超過勤務についても可能な限り抑制し、社員の健康維持に配慮。

(2) 可能な限り抑制するよう配慮。

(3) 特別定額給付金関係郵便物等の重要郵便物の配達や政府から特別に要請を受けているマスク配送については、万全を期して対応してください。

以上